

AEO承認書・認定書を悪用した振り込め詐欺について

平素より税関行政にご協力いただきありがとうございます。

AEO承認書・認定書を悪用した振り込め詐欺が発生したとの情報がありましたので、お知らせいたします。

【事案の概要】

個人の方から、認定通関業者のA社に以下の連絡があった。



- ・Xという会社からメールで「貨物が届き、A社の倉庫に保管されているが、保管料を払わないと配送できない」と言われた。
- ・貨物が届くことに心当たりは無かったが、メールにA社の認定通関業者認定書が添付されており信用して支払ってしまった。支払後Xから連絡が無く、不審に思ってA社に連絡を行った。

【A社の対応】

A社は、以下の対応を実施。

- ・担当者は相談者に警察へ相談するよう慫慂し、責任者に連絡。責任者は総括管理部門に連絡。
- ・総括管理部門は税関に連絡後、社内に事例を共有し注意喚起。
- ・HPに今回の事案を紹介し、顧客に注意喚起。

今回の事案は、AEO事業者のHPに掲載されていたAEO承認書・認定書が悪用された事案と思われます。

同様の事案が起こる可能性も否定できないことから、参考までに共有させていただきます。



(AEOに関するお問い合わせ先)



函館税関 0138-40-4254

名古屋税関 052-654-4169

門司税関 050-3530-8312

東京税関 03-3599-6343

大阪税関 06-6576-3391

長崎税関 095-828-8628

横浜税関 045-212-6125

神戸税関 078-333-3071

沖縄地区税関 098-862-9291

